災害時における早期情報収集及び応急対策に関する 協定締結に係る技術資料作成要領

1. 協定の概要

- (1) 名称 災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定
- (2)目的 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に、甲府河川国 道事務所が管理または工事中の道路施設等において発生した災害に関する早期情報収集及び 応急対策に関し必要な事項を定め、協定者が相互に協力して被害状況の早期把握、被害の拡大 防止及び被災施設の早期復旧に資すことを目的とする。
- (3) 内容 甲府河川国道事務所管内「一般国道52号、139号」における「災害時における早期情報 収集及び応急対策に関する協定」の締結

協定区間は次の3区間とする。(対象区間図は別紙1のとおり) なお、協定書(案)は別紙2のとおりとする。

- 9) 国道52号峡南国道出張所管内
 - 自) 南巨摩郡南部町塩沢~ 至) 南巨摩郡身延町相又L=10.200km
- 10) 国道 5 2 号峡南国道出張所管内
 - 自)南巨摩郡身延町相又~ 至)南巨摩郡身延町下山L=9.840km
- 19) 国道139号大月出張所管内
 - 自)南都留郡西桂町小沼~ 至)大月市大月二丁目L=13.250 km 国道 139 号都留 BP
 - 自)都留市上谷6丁目~至)都留市井倉L=5.550km
- (4) 期間 協定締結の日から平成27年8月31日まで
- 2. 技術資料の提出を求める対象者
 - (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)平成23・24年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)。
 - (3)会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - (4) 山梨県内の以下に示す市町村に建設業法に基づく本店又は作業員・機材出動の拠点(自社の拠点であり、協定期間中に機能すること)を有すること。
 - 1)協定区間9 (国道52号峡南国道出張所管内 南巨摩郡南部町塩沢〜 南巨摩郡身延町相又L=10.200km)の協定締結を希望する会社 早川町、身延町、南部町

- 2)協定区間10(国道52号峡南国道出張所管内 南巨摩郡身延町相又~ 南巨摩郡身延町下山L=9.840km)の協定締結を希望する会社 早川町、身延町、南部町
- 3)協定区間19(国道139号大月出張所管内 南都留郡西桂町小沼~ 大月市大月二丁目L=13. 250km、国道139号都留BP 都留市上谷6丁目~ 都留市井倉L=5.550km)の協 定締結を希望する会社

上野原市、大月市、西桂町、都留市、忍野村、山中湖村、富士吉田市、富士河口湖町

(5) 平成9年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件 を満たす同種工事の施工実績を有すること。

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)

(ア) 道路工事

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあっては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあっては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

- (6) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、当該各工事工種毎における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から選定の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- (10) 建設機械及び資材等の手配が容易にできること。
- (11) 緊急時に技術者や作業員等が出動出来る体制がとれること。

3. 技術資料の内容

作成する技術資料の内容は、次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として、以下の書類を提出すること。

- ① 次表(2)、(6)、(12)の施工実績として記載した工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分))の写し。ただし、CORINS等での記載内容で同種の工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等を必ず添付すること。
- ② 次表(2)、(6)の施工実績として記載した工事が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写し。
- ③ 上記①および②の他、次表中で求める書類。

|--|

(1)協定締結希望区間	(様式-1) ①希望管内(区間番号)を記載すること(複数記載可)
(2) 同種工事の施工実績	(様式-2) ① 平成9年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。) (ア) 道路工事 なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあっては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあっては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
(3)優良工事表彰の実績	(様式-3) ① 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事における 平成23年度から平成24年度までに受けた優良工事表彰の有無を記載する。 ② 優良工事表彰がある場合には、工事名、CORINS 登録番号、発注機関(事務所名等)、工期、表彰内容(局長表彰、事務所長表彰)を記載する。 ③ 表彰が確認できる表彰状の写しを別途添付すること。
(4)安全管理優良受注者表 彰の実績	(様式-4) ① 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事における平成24年度に受けた安全管理優良受注者表彰の有無を記載する。 ② 表彰が確認できる表彰状の写しを別途添付すること。
(5)工事成績優秀企業認定 の実績	(様式-5) ① 平成23年度から平成24年度に関東地方整備局長から受けた工事 成績優秀企業認定の有無を記載する。 ② 認定が確認できる認定証の写しを別途添付すること。
(6)「難工事」施工実績	(様式-6) ① 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事において、「難工事指定」された工事のうち、平成23年9月1日以降に完成した施工実績の有無を記載する。ただし評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあっては、修正評定点)をいう。)が70点未満のものを除く。 ② 実績工事が難工事指定工事であることが確認できる資料の写しを添付すること。
(7) 難工事功労表彰の実績	(様式-7) ① 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事において、平成 24年度に受けた難工事功労表彰の有無を記載する。 ② 表彰が確認できる表彰状の写しを添付すること。
(8) 資格保有者の状況	(様式-8) ① 自社における一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士の資格保有者全員の氏名、生年月日、住所(市町村まで)を記載する。 ② 併せてA4の用紙に資格証及び社員証の写し(1枚に複数複写可)を添付すること。

(9) 災害出動要請時の作業 員配置及び参集状況	(様式-9) ① 災害時に出動可能な作業員(オペレーター含む)の参集先及び実人数を記載する。 ② 記載する作業員は、社員又は協力会社で確保のいずれでも良いが、災害時に出動可能な確保体制(理由)を併せて記載する。 ③ 記載する作業員の人数は単に社員や協力会社社員などの社員数を記載するのではなく、本協定に基づく要請時に出動可能な人数を記載すること。
(10) 災害時に使用する建設機械の保有状況	(様式-10) ① 災害時に確保可能な建設機械の保有及び手配状況として、機械種別、台数、所有者、保管場所を記載する。 ② 記載する機械は、自社保有又は協力会社で保有のいずれでも良いが、災害時に確保可能な確保体制(理由)を併せて記載する。 ③ なお、記載する建設機械は単に会社で保有している建設機械を全数記載するのではなく、本協定に基づく要請時に出動が確保できる建設機械及び台数を記載すること。 建設機械は下記のとおりとする クレーン類=ホイールクレーン、ラフタークレーン等運搬車類=ダンプ、トラック、トレーラ等掘削機械=バックホウ、ショベル、ブルドーザー等その他機械=エーターグレーダー、高所作業車等
(11) 災害応急対策に関する 協定又は契約の締結状況	 (様式-11) ① 他の公共機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載する。 ② 締結している場合は、協定又は契約別、名称、機関名、有効期間を記載すること。なお、複数締結している場合は全てを記載するものとする。ただし甲府河川国道事務所および関東地方整備局との協定については記載しなくて良い。 ③ 災害要請が重なった場合、甲府河川国道事務所に協力するための体制を記載するものとする。 ④ 記載した協定書又は契約書の写しを添付すること。
(12)災害応急復旧工事の 施工実績	(様式-12) ① 平成14年4月1日以降(過去10年間)に、元請けとして完成・引き渡しが完了した関東地方整備局管内における災害応急復旧工事(災害復旧工事は含まない。いわゆる緊急災をいう。災害協定により出動し工事契約を締結したものは含む。)の施工実績があれば1件記載する。
(13) 災害時の事業継続力の 認定状況	(様式-13) ① 技術資料の提出期限日までに「建設会社における災害時の事業継続力認定」に基づく、基礎的継続力認定企業として関東地方整備局から認定証の交付を受けている実績を記載する。 ② 認定証の交付を受けている場合は、認定年月日を記載し、認定書の写しを添付すること。

4. 技術資料の提出

(1) 技術資料の作成及び提出

技術資料は、次に記載する受付期間及び受付場所に持参あるいは郵送もしくは託送(配達の記録が残るものに限る)するものとし、メール又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。(郵送もしくは託送の場合は、表に「技術資料在中」と記載し、受付期間に必着とする。)

・受付期間:平成24年9月3日(金)から平成24年9月18日(火)までの土曜日、日曜

日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分までとする。

•受付場所:関東地方整備局 甲府河川国道事務所 交通対策課 専門職

〒400-8578山梨県甲府市緑が丘1-10-1

Tel $0\ 5\ 5-2\ 5\ 2-9\ 5\ 8\ 1$

(2) 提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付すとともに全頁数を表示し、1部提出すること。 (頁の例:1/ $\bigcirc\bigcirc$ $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$)

5. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における評価項目及び選定の着目点は以下のとおりとする。

(1) 企業の技術力

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を55点とする。

評価項目	評価基準	評価点
〔企業の施工能力〕		
工事成績	80点以上	1 0
当該工事工種で過去2	75点以上80点未満	5
年間の工事成績評点の平	70点以上75点未満	2
均点	70点未満(実績なしはこれに該当)	О
「関東地方整備局(港湾		
空港関係を除く。)発注		
工事の当該工種工事にお		
ける平成22年7月1日から平成22年7月1日		
から平成24年6月30 日までに完成した工事の		
工事成績		
工		
工事成績 (評価点減点)	 65点未満あり	-10
「技術資料の提出期限月		
から過去1年の間で、過	65点未満無し	0
去に行われた減点試行対		
象工事において工事成績		
評定点が65点未満と通		
知された当該工種工事の		
有無」		
優良工事表彰	局長表彰あり	5
過去2年間の優良工事表		
彰の有無	事務所長表彰あり	3
「関東地方整備局(港湾空		
港関係を除く。)発注工事	表彰の実績無し	0
における平成23年度及		
び平成24年度に受けた		
優良工事表彰の有無」		
各年度でそれぞれ表彰を		
受けていれば、それぞれ		
加算する(最大10点)。 ※表彰状の写しを必ず添		
場合は評価しない。		
※同一年度に局長表彰及		
び事務所長表彰を同時に		
		ı

受賞した場合は、局長表	1	Ī
彰のみを加点対象とする。		
安全管理優良受注者表彰	表彰あり	5
(安全管理優良請負者表彰)	表彰無し	0
過去1年間の安全管理優	24 7 M	J
良受注者表彰の有無		
「関東地方整備局(港湾		
空港関係を除く。)発注		
工事の当該工事工種にお		
ける平成24年度に受け		
た安全管理優良受注者表		
彰の有無		
※表彰状の写しを必ず添		
付すること。添付がない		
場合は評価しない。		
工事成績優秀企業認定	認定あり	5
過去2年間の工事成績優	認定なし	0
秀企業認定の有無		
「平成23年度及び平成		
24年度に、関東地方整		
備局長から受けた工事成		
績優秀企業認定の有無」		
各年度でそれぞれ認定を		
受けていれば、それぞれ		
加算する。(最大10点)		
※認定証の写しを必ず添		
付すること。添付がない		
III A > 3 = 7 /m > 3		
場合は評価しない。		
場合は評価しない。 事故及び不誠実な行為	文書注意	- 8
	文書注意 口頭注意	- 8 - 4
事故及び不誠実な行為	· · · · · ·	
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日	口頭注意	-4
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日 時点における、右欄に掲	口頭注意なし	$\frac{-4}{0}$
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日 時点における、右欄に掲 げる措置等の有無」 (最大-24点)	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である	$ \begin{array}{r} -4 \\ \hline 0 \\ -8 \end{array} $
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日 時点における、右欄に掲 げる措置等の有無」	口頭注意なし修補請求による修補を実施中である契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間	$ \begin{array}{r} -4 \\ \hline 0 \\ -8 \end{array} $
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日 時点における、右欄に掲 げる措置等の有無」 (最大-24点)	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である	-4 0 -8 -8
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日 時点における、右欄に掲 げる措置等の有無」 (最大-24点) 「難工事」施工実績	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日 時点における、右欄に掲 げる措置等の有無」 (最大-24点) 「難工事」施工実績 過去1年間における「難	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日 時点における、右欄に掲 げる措置等の有無」 (最大-24点) 「難工事」施工実績 過去1年間における「難 工事指定」対象工事の施	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日 時点における、右欄に掲 げる措置等の有無」 (最大-24点) 「難工事」施工実績 過去1年間における「難 工事指定」対象工事の施 工実績	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日 時点における、右欄に掲 げる措置等の有無」 (最大-24点) 「難工事」施工実績 過去1年間における「難 工事指定」対象工事の施 工実績 「関東地方整備局(港湾	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日 時点における、右欄に掲 げる措置等の有無」 (最大-24点) 「難工事」施工実績 過去1年間における「難 工事指定」対象工事の施 工実績 「関東地方整備局(港湾 空 港関係を除く。)発注	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日 時点における、右欄に掲 げる措置等の有無」 (最大-24点) 「難工事」施工実績 過去1年間における「難 工事指定」対象工事の施 工実績 「関東地方整備局(港湾 空 港関係を除く。)工事 において「難工事において「難工事において「難工事において「難工事のうち、 で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、こので、こので、で、で、で、で、で、で、	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期に掲 時点における、無」 (最大-24点) 「難工事」施工実績 、職去1年間におする「難工事」を 工事指定」対象工事は 工事績 「関東地方整備局(発発する「難なを除く。)工事は で、選別係を除く。)工事は に対する「難ないて事ののでで、対したがです。とのでで、対したがで、対したがで、対したがで、対したがで、対したがでは、対したがでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日時点における、右欄に掲げる「無」 (最大一24点) 「難工事」施工実績 「難工事」施工実績 「選去1年間における「難工事指定」対象工事において事のうちにおいて「難選集」を発表したがで、第三された工事に対象で、第注において、第一のの方法を表表した。第二を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期限日時点における、右欄に掲げる措置等の有無」 (最大-24点) 「難工事」施工実績 過去1年間における「難工事措定」対象工事がである。 「難工事技術を除く。)工事がで、第四の方式をでは、第二の方式をでは、第二の方式をでは、第二の方式をでは、第二、第二の方式をでは、第二、第二の方式をでは、第二、第二の方式をでは、第二、第二の方式をでは、第二、第二の表表をでは、第二、第二の表表をでは、第二、第二の表表をでは、第二、第二の表表をでは、第二、第二の表表をでは、第二、第二の表表をでは、第二の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事故及び不誠実な行為 「技術資料の提出期に掲 時点における、右欄に掲 げる者性置等の有無」 (最大-24点) 「難工事」施工実績 工事」施工実績 「難工事」が事の施工事はあり、 工事調整において事のがでで、 、工事に対象では、 、工事に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事故及び不誠実な行為「技術資料の提出欄における、無」(最大一24点) 「難は、一24点) 「難は、一24点) 「難は、一、主に、一、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、主に、	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事故及び不談実とは「大きな出場」で不談実とは「大きな出場でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事故及び不誠実な行為「技術資料の表別で不誠実な行為」で不談実出期においる方法に置いる。「技術を持ている。」を表別ででは、一名の方式をは、、一名の方式をは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間 である 施工実績あり	-4 0 -8 -8
事 は 大	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である 施工実績あり 施工実績なし	-4 0 -8 -8 -8
事故及術資料の表別で表別でで、「技術のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である 施工実績あり 施工実績なし	-4 0 -8 -8 -0
事「技術の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である 施工実績あり 施工実績なし	-4 0 -8 -8 -8
事 下	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である 施工実績あり 施工実績なし	-4 0 -8 -8 -0
事「大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	口頭注意 なし 修補請求による修補を実施中である 契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である 施工実績あり 施工実績なし 表彰あり 表彰無し	-4 0 -8 -8 -0

事において平成24年度に受けた難工事功労表彰の有無」 ※表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。 資格保有者の状況 1級又は2級土木施工管理技士の資格保有者数	30人以上 20人~29人 10人~19人	5 3 1
	1人~9人0人	0 選定しない
災害出動要請時の作業員	20人以上	5
配置及び参集状況	10人~19.5人	3
(災害時に出動可能な作	0. 5人~9. 5人	0
業員(オペレーター含む)	0人	選定しな
の確保数)		い
(協力会社の作業員は1		
人当たり0.5人分に換		
算して評価する)		
災害時に使用する建設機	常時10台以上	5
械保有台数	常時5台~9.5台	3
(協力会社保有機械は1	常時0.5台~4.5台	O
台当たり 0.5 台分に換算	0台	選定しな
して評価する)		11
災害応急対策に関する協	他機関と要請が重複した場合の体制が不明確な場合は	_
定又は契約の締結状況	選定しないことがある。	

(2) 企業の信頼性社会性

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。なお、評価項目に毎における評価点の最高点の合計を10点とする。

評価項目	評価基準	評価点
〔地域精通度〕		
災害応急復旧工事等の施工	施工実績あり	5
実績	施工実績無し	0
過去10年間の施工実績		
「平成14年4月1日以		
降に完成し引渡しが完了し		
た施工実績」		
※災害復旧工事は除く		
	ST de la la	_
地域への貢献(災害時の基	認定あり	5
礎的事業継続力)	認定なし	0
災害時の基礎的事業継続		
力の認定状況 「技術資料の提出期限日		
における、関東地方整備局		
長から受けた災害時の基礎		
的事業継続力の認定の有		
無」		
※認定証の写しを必ず添		

- (3) 技術資料の作成説明会は開催しない。
- 6. 協定締結者の選定に関する事項
 - (1) 協定締結を希望する区間の1箇所または希望を明記の複数箇所について技術資料を提出できるものとするが、復旧活動の確実性の観点から協定区間は1社1区間を基本とする。
 - (2)技術資料に基づき、資格の有無を判断し、資格を有する者の中から協定締結希望区間の重複を考慮し、協定締結を希望する者の少ない区間から順次選定作業を行い、平成23・24年度一般競争入札(指名競争)入札参加資格における名簿順位等を考慮した技術審査結果により協定締結者を選定する。
 - (3) したがって、締結者の選定において、技術資料提出者が協定締結希望区間を複数希望した場合の希望優先順位は反映されない場合がある。
 - (4) 予定する協定区間に希望者がいない場合は、希望区間以外の区間を担当する場合がある。その場合は、ヒアリングを実施し希望区間以外の協定締結意志を確認して決定する。
 - (5) 技術資料に欠落がある場合は選定しない場合があるので注意されたい。
 - (6) 選定結果についての通知は、平成24年10月10日(水)を予定している。
 - 7. 協定締結者の選定に係るヒアリング

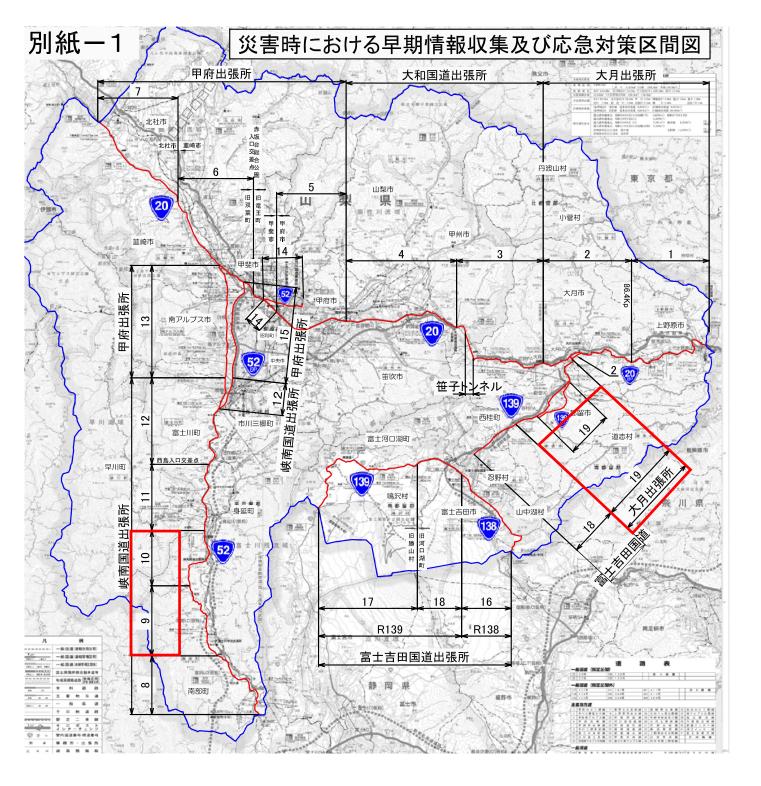
技術資料の提出後、必要があればヒアリングを実施する。実施する場合は、平成24年9月24日 (月)12時までに技術資料提出者に実施する旨の連絡を別紙3によりFAXにて通知する。

- 1) 実施場所 甲府河川国道事務所
- 2) 実 施 日 平成24年9月27日(木)

予備日:平成24年9月28日(金)

- 3) 内 容 技術資料の内容および協定区間の協議
- 4) 出席者 技術資料の内容を把握し、責任ある回答のできる方
- 8. 非締結理由の説明
 - (1)「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」を結ばなかったときは、書面により結ばなかった理由を(以下「非締結理由」という)を通知(郵送)する。
 - (2) 非締結者のうち、締結決定結果に対して不服がある者は、締結決定の公表を行った日の翌日から 起算して5日(休日を含まない)以内に書面により、関東地方整備局甲府河川国道事務所長に対して 非締結理由についての説明を求めることができる。
 - (3) 上記(2) の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - 1) 受付窓口 〒400-8578山梨県甲府市緑が丘1-10-1 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 交通対策課 専門職 TEL 055-252-9581
 - 2) 受付時間 休日を除く毎日、8時30分から17時15分まで
 - (4)(2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (5)(2)の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。
- 9. 実施上の留意事項
 - (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- (2) 提出された技術資料は、当該目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された技術資料は返却しない。
- (4) 技術資料に嘘偽の記載をした者は、協定締結者としない。また、嘘偽の記載をした者を協定締結者 としていた場合には、協定を取り消す。(建築機械・資器材・資格保有者等に関する締結後の小規模 な変動は対象外)
- (5) 技術資料の作成に関する問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・問い合わせ先: 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 交通対策課 専門職 Tac 0 5 5 2 5 2 9 5 8 1



番号	路線名	終点及び終点	距離標	延長	出張所名
			(km)	(km)	
1	20	山梨県上野原市井戸尻	72.336	14.064	大月出張所
		// 大月市富浜町鳥沢	86.400		
	11	// 大月市富浜町鳥沢	86.400	12.200	
2		// 大月市初狩町志下初狩	98.600		"
	20	// 大月市駒橋3丁目	-	1.500	
	(大月BP)	// 大月市大月2丁目	-		
3	11	// 大月市初狩町下初狩	98.600	13.550	大和国道出張所
		〃 甲州市大和町初鹿野	112.150		
4	11	# 甲州市大和町初鹿野	112.150	17.610	11
		# 笛吹市石和町広瀬	129.760		
5	11	<u>"</u> 笛吹市石和町広瀬	129.760	9.040	甲府出張所
		# 甲斐市富竹新田	138.800		
14	11	<u>#</u> 甲斐市富竹新田	138.800	3.830	11
		# 甲斐市竜王	142.630		
6	11	〃 甲斐市竜王	142.630	15.400	<i>II</i>
		# 韮崎市円野町上円井	158.030		
7	11	# 韮崎市円野町上円井	158.030	14.810	<i>II</i>
		長野県諏訪郡富士見町落合	172.840		
8	52	山梨県南巨摩郡南部町万沢	19.462	14.738	峡南国道出張所
		// 南巨摩郡南部町塩沢	34.200		
9	11	# 南巨摩郡南部町塩沢	34.200	10.200	II
		# 南巨摩郡身延町相又	44.400		
10	11	# 南巨摩郡身延町相又	44.400	9.840	11
_		 南巨摩郡身延町下山 南巨摩郡身延町下山	54.240		
11	11	ロロケルスたって日	54,240 63,500	9.260	"
		# 南巨摩郡身延町西島			
	11	〃 南巨摩郡身延町西島〃 南巨摩郡富十川町長沢	63.500 74.100	10.600	
12		# 南巨摩郡富士川町長沢 # 南巨摩郡富士川町鰍沢			"
	52		68.000 71.944	3.944	
	(甲西BP)	111 A S S A A A LANGE			
13	52	// 南巨摩郡富士川町長沢 // 菲崎市菲崎町(船川橋北詩)	74.100	14.215	甲府出張所
		Trial de Trial of Albert Manager	88.315		
14	11	# 甲斐市竜王	95.770	5.410	"
		# 甲府市丸ノ内3丁目 # 南京麻那宮ナリ町書物	101.180		
15	52	# 南巨摩郡富士川町青柳 ## R#まて会せ	71.944	14.179	"
	(甲西BP)	# 甲斐市下今井 # 富士吉田市上吉田字上町	86.123		
16	138		1.100	14.200	富士吉田国道出張所
H		111			
17	139	<u>"</u> 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺 " 南戸摩郡富士河口湖町小立	36.600 57.000	20.400	"
H		# 南巨摩郡富士河口湖町小立 # 南巨摩郡富士河口湖町小立			
	<i>II</i>		57.000	5.200	
18		// 富士吉田市上吉田上町 // 富十吉田市上吉田新田	62.200		"
			66.600	6.500	
			73.100		
	11	" 南都留郡西桂町小沼	73.100	13.250	
19	100	// 大月市大月2丁目	86.350	$\vdash \vdash \vdash$	大月出張所
	139	# 都留市上谷6丁目 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	0.000	5.550	
	(都留BP)	〃 都留市井倉	5.550		

災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定書

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長 吉岡大藏(以下「甲」という。)と〇〇〇〇株式会社〇〇〇 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、甲府河川国道事務所所管施設等の災害時における早期情報収集及び応急対策に関して、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に、 甲が管理または工事中の道路施設等(以下「所管施設」という。)において発生し た災害に関する早期情報収集及び応急対策(以下「災害応急対策業務」という。) に関し必要な事項を定め、甲と乙が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防 止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲は所管施設に災害が発生し、または、発生の恐れがある場合において必要と 認めるときは、乙に対し「災害応急対策業務」の協力を要請することができるも のとする。また、業務を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する「防災訓練」 への参加を要請することができるものとする。

(業務内容)

第 3 条 甲が、乙に対し協力を要請する「災害応急対策業務」及び「防災訓練」の主な 内容は以下の通りである。

災害応急対策業務

- ① 緊急点検 (パトロール) 地震等が発生し、道路に災害が発生または発生が予想される場合における、 損壊簡所等被害の把握と報告。
- ② 緊急措置 道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置、 また危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置す る。
- ③ 道路啓開

緊急車両の通行確保(原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置)を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去や、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

④ 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等に段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

⑤ 道路除雪

異常気象による豪雪時の道路除雪を行ない通行確保を図る。

防災訓練

⑥ 防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検 (パトロール) および甲乙間の情報連絡訓練等。

(業務の実施区間)

第 4 条 業務の実施区間は、別紙の甲府河川国道事務所〇〇出張所管理の〇〇〇〇から 〇〇〇〇区間とする。(別図参照)

(建設資機材等の報告)

- 第 5 条 乙は、あらかじめ災害時に備え、「災害応急対策業務」に際し使用可能な建設資 機材・労力の数量(人数)及び体制を把握し、甲へ書面により報告するものとする。
 - 2 乙は前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、または、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。
 - 3 甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

(出動の要請)

- 第 6 条 甲は、乙に対して第2条に基づき「災害応急対策業務」または「防災訓練」の 実施を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。
 - 2 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの 要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。
 - 3 別に定める気象庁震度計(別紙)において震度6弱以上の震度を観測した場合は、 甲からの要請があったものとみなして、乙は出動するものとする。
 - 4 乙は、出動した場合は、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

(業務の指示)

- 第 7 条 業務の直接の指示及び監督については、当該業務実施区間を担当する出張所長 (以下「出張所長」という。) が行うものとする。
 - 2 前条第2項により出動した場合は、乙の判断で必要な「災害応急対策業務」を 実施し、出張所長へ報告するものとする。
 - 3 前条第3項により出動した場合は、第4条に定める区間の緊急点検(パトロール)を実施し、被害の有無及び被害状況について、出張所長に報告するものとする。

(建設資機材等の提供)

第 8 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、相 互に建設資機材等を提供するものとする。

(契約の締結)

第 9 条 甲は、第6条に基づき、乙に出動を要請したときには、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

ただし、防災訓練について、情報連絡訓練等、実働を伴わない軽微な内容のみの訓練の場合は除く。

(業務の実施報告)

- 第10条 乙は「災害応急対策業務」を行ったときは、作業開始時間・作業終了時間及び使 用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。
 - 2 緊急点検(パトロール)については所定の日報様式(ルート及び時刻、また徒 歩等で実施した場合はその旨を明記)を提出するものとする。
 - 3 甲は、必要に応じて「災害応急対策業務」の途中段階で使用した建設資機材等の 報告を求めることができるものとする。

(業務の完了)

第11条 乙は、「災害応急対策業務」が完了したときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、「災害応急対策業務」完了後、当該業務に要した費用(第8条による乙の 建設資機材等を含む)の見積書を甲に提出するものとする。

(費用の支払)

第13条 甲は、第12条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査し第9 条に基づき、その費用を支払うものとする。なお、防災訓練に要する費用につい ては甲の基準(公共工事設計労務単価等)により、第9条に基づき支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 「災害応急対策業務」または「防災訓練」の実施にともない、甲、乙双方の責に 帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が 生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、そ の処置について甲乙協議して定めるものとする。

(業務の特例)

第15条 災害の発生時の被災状況等により、第3条で規定する以外の業務内容および第 4条で規定する以外の区間についても業務を実施できるものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の期間は、平成24年○月○日から平成27年8月31日までとする。

(協定の解約)

- 第17条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議 のうえ協定を解約することができるものとする。
 - 2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、 甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

(その他)

- 第18条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度 甲、乙協議して定めるものとする。
 - 2 この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性でいう 災害活動実績には認めないものとする。

(附 則)

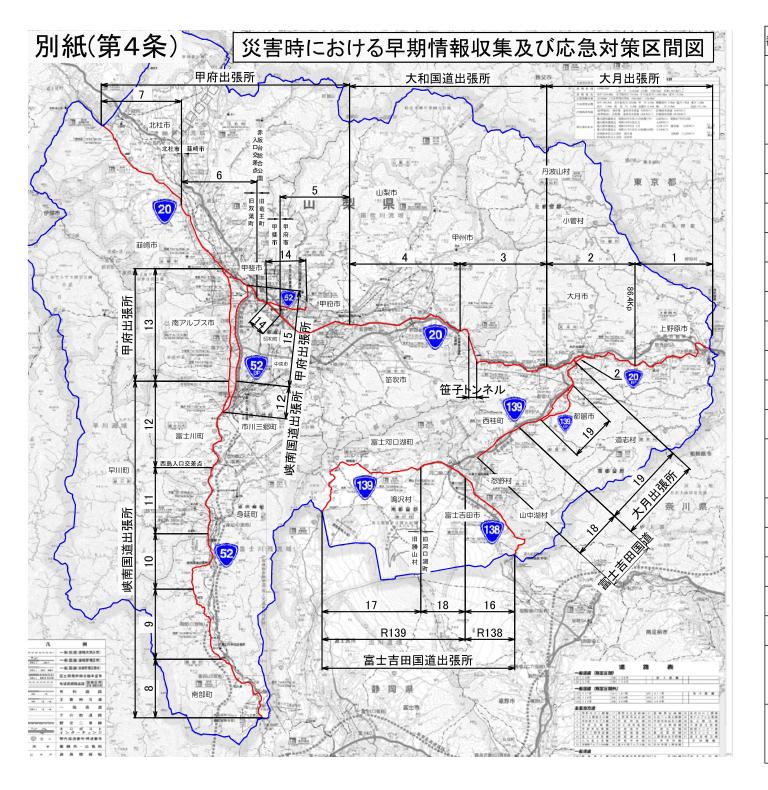
第19条 この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保 有するものとする。

000

平成 24年 〇月 〇日

甲 国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所長 吉 岡 大 藏 印 乙 ○○○○株式会社

0000節



番号	路線名	終点及び終点	距離標	延長	出張所名
	·		(km)	(km)	
1	1 20	山梨県上野原市井戸尻	72.336	14.064	大月出張所
		// 大月市富浜町鳥沢	86.400		
	11	// 大月市富浜町鳥沢	86.400	12.200	
2		// 大月市初狩町志下初狩	98.600		"
	20	// 大月市駒橋3丁目	-	1.500	
	(大月BP)	// 大月市大月2丁目	-		
3	11	// 大月市初狩町下初狩	98.600	13.550	大和国道出張所
		# 甲州市大和町初鹿野	112.150		7 111212121111
4	11	// 甲州市大和町初鹿野	112.150	17.610	"
		# 笛吹市石和町広瀬	129.760		
5	"	# 笛吹市石和町広瀬	129.760	9.040	甲府出張所
_		# 甲斐市富竹新田	138.800		1 // 14/14/7/
14	11	〃 甲斐市富竹新田	138.800	3.830	<i>II</i>
		〃 甲斐市竜王	142.630		
6	"	〃 甲斐市竜王	142.630	15.400	<i>II</i>
Ů		" 韮崎市円野町上円井	158.030	10.100	
7	"	" 董崎市円野町上円井	158.030	14.810	<i>II</i>
′		長野県諏訪郡富士見町落合	172.840	14.010	"
8	52	山梨県南巨摩郡南部町万沢	19.462	14.738	峡南国道出張所
Ü	JZ	" 南巨摩郡南部町塩沢	34.200	14.700	吹用凹迫山顶加
9	"	" 南巨摩郡南部町塩沢	34.200	10.200	"
IJ		" 南巨摩郡身延町相又	44.400	10.200	"
10	11	" 南巨摩郡身延町相又	44.400	9.840	
10	"	" 南巨摩郡身延町下山	54.240	9.040	"
11	11	" 南巨摩郡身延町下山	54.240	9.260	,,
11	"	" 南巨摩郡身延町西島	63.500	9.200	II
	11	" 南巨摩郡身延町西島	63.500	10.600	
	"	" 南巨摩郡富士川町長沢	74.100	10.000	
12	52	" 南巨摩郡富士川町鰍沢	68.000	3.944	11
	(甲西BP)	" 南アルプス市和泉	71.944	3.944	
		" 南巨摩郡富士川町長沢	74.100	14.015	mewes
13	52	" 韮崎市韮崎町(船山橋北詰)	88.315	14.215	甲府出張所
	11	〃 甲斐市竜王	95.770	E 440	
14	"	" 甲府市丸ノ内3丁目	101.180	5.410	<i>II</i>
	52	" 南巨摩郡富士川町青柳	71.944	11170	
15	(甲西BP)	# 甲斐市下今井	86.123	14.179	11
		"富士吉田市上吉田字上町	1.100	44000	
16	16 138	" 南都留郡山中湖村大字平野	15.300	14.200	富士吉田国道出張所
		が 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺	36.600		
17	139	# 南巨摩郡富士河口湖町小立	57.000	20.400	11
	.	" 南巨摩郡富士河口湖町小立	57.000	- aaa	
	"	〃 富士吉田市上吉田上町	62.200	5.200	
18		"富士吉田市上吉田新田	66.600		<i>II</i>
	"	# 南都留郡西桂町小沼	73,100	6.500	
		# 南都留郡西桂町小沼	73.100		
	"	" 大月市大月2丁目	86.350	13.250	
19	139	# 都留市上谷6丁目	0.000		大月出張所
	(都留BP)	# 都留市井倉 # 都留市井倉	5.550	5.550	
	(和田DL)	" 即田中八后	0.000		

協定区間	対象となる気象庁震度計(発表地点)
1	上野原市、大月市
2	大月市
3	大月市、甲州市
4	甲州市、笛吹市
5	笛吹市、甲府市、昭和町、甲斐市
6	甲斐市、韮崎市
7	韮崎市、北杜市、長野県富士見町
8	南部町
9	南部町、身延町
1 0	身延町
1 1	身延町
1 2	身延町、富士川町、南アルプス市
1 3	富士川町、南アルプス市、韮崎市
1 4	甲斐市、甲府市
1 5	富士川町、南アルプス市、甲斐市
1 6	富士吉田市、山中湖村
1 7	富士河口湖町、鳴沢村
1 8	富士河口湖町、富士吉田市、西桂町
1 9	西桂町、大月市、都留市

協定区間毎に、対象となる気象庁震度計のいずれかが、震度6弱以上の震度を観測 した場合は、協定区間全域において、第7条3項の事項を履行するものとする。

ヒアリング日時通知書

○○○(株) ○○課 ○○ 様

貴社のヒアリング日時について以下のとおり通知します。

協定名	災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定
ヒアリング日時	平成24年9月27日(木)
ヒアリング時間	○○時から
ヒアリングの方法	

注1:当日は本紙を持参してください。

注2:ヒアリング当日は開始時間5分前までに下記窓口までお越し下さい。

注3:ヒアリング会場へは3名まで入室できます。

注4:ヒアリング時間は30分程度とします。

注5:ヒアリング内容等で得られた情報を第三者へ提供してはならないものとします。

注6:やむを得ない事由により、上記日時によるヒアリングに出席出来ない場合はあら

かじめ下記担当部局へその旨申し出ることとする。

窓口:甲府河川国道事務所 交通対策課 専門職 竹尻

Tel 0 5 5 (2 5 2) 9 5 8 1 (内) 4 7 0 FAX 0 5 5 (2 5 1) 2 5 9 8

......

会社名 担当者名	
①役職	氏名
② 役 職	氏名
③ 役 職	氏名

連絡先:Till

(着信確認のためご担当者名を記入して窓口あてに返信してください。)